

# サウナを営業しようとするみなさんへ

🔥 サウナを営業するためには公衆浴営業許可（その他の浴場）が必要です🔥

## 1 営業開始までの流れ

### ① 事前相談

- ・施設基準に適合しているか確認しますので、図面等を持って保健所に来所してください
- ・開業までのおおまかな日程の打ち合わせや提出書類についても説明します

### ② 許可申請

- ・工事着工前に保健所に許可申請書を提出してください

### ③ 指令書の交付

- ・申請書類の審査の結果、問題がなければ2～3日（閉庁日を除く）で許可指令書を交付します

### ④ 着工

- ・営業の許可の日の翌日から6ヶ月以内に落成させてください

### ⑤ 落成

- ・落成後5日以内に保健所に落成届を提出してください

### ⑥ 検査

- ・落成届受理後、施設が申請どおりに完成しているか保健所職員が現地調査を行います

### ⑦ 開業

- ・施設検査終了後、営業を開始できます
- ・落成の日の翌月から3ヶ月以内に営業を開始させてください

## 2 配置基準について

既設の普通浴場（いわゆる銭湯）から500m以上離れた場所でなければ設置できません。ただし入浴料金が統制額の5倍以上の額の場合は設置可能です。

## 3 施設の構造設備基準について

公衆浴場には構造設備等の基準があります。詳細は別紙をご参照ください。

## 4 許可申請について

申請する際には、次のものがが必要です。

- (1) 公衆浴場営業許可申請書
- (2) 申請手数料 26,000円（北海道収入証紙）
- (3) 添付書類
  - ア 設計概要書（各室の構造及び規模、設備の構造並びに使用する材料の種別を記載すること）
  - イ 設置しようとする公衆浴場を中心とした半径600メートル以内の見取図（縮尺は1/1000から1/2000とし、最も近い既設の普通浴場との距離について記載すること）
  - ウ 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置及び敷地に接する道路を記載すること）
  - エ 平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口、窓及び客室内の設備の位置を記載すること）
  - オ 浴室、サウナ室及び浴槽の縦断面図
  - カ 給水、給湯及び蒸気等の配管図
  - キ 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
  - ク 飲用水に水道水以外の水を使用する場合は、水質検査結果書の写し

## 5 消防法について

施設に消防法上の問題はないか、必ず消防署に確認してください。

## 6 イベントサウナについて

- (1) 開催期間は最長でも概ね1ヶ月程度としてください  
（終了後は廃止届を提出）
- (2) 期間中、設置と撤去を繰り返す場合は、同一の場所に同一構造の設備を設置してください
- (3) 上記の場合、撤去後に停止届、次回の設置前に再開届を提出してください

### 【連絡先】

室蘭保健所 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル2階

電話：0143-24-9848

# 【常設サウナの構造設備基準】

---

## 【施設全体】

- (1) 出入口、脱衣室、洗い場、浴槽、トイレ、サウナ室は男子用と女子用に区別する
    - ▶条件によっては不要（着衣、男（女）専用、貸切、施錠による占有など）
  - (2) 脱衣室、洗い場、浴槽は見通しができないようにする（外部から、男女相互間）
    - ▶着衣で利用する場所には適用しない
  - (3) 飲用水を供給する設備を設置（浴室又は脱衣室）
  - (4) 入浴者が利用する場所は床面の照度を確保
  - (5) 7歳以上の男女は混浴させない
    - ▶着衣で利用する場所には適用しない
- 

## 【浴室】

- (1) 洗い場、シャワー又は浴槽を設置
  - (2) 天井は適当な勾配を設けるなど水滴が落下しない構造
  - (3) 壁は不浸透性素材で洗浄しやすい構造
  - (4) 換気を適切に行う設備を設置
  - (5) 汚水を公衆衛生上支障ないよう排出、処理できる構造
- 

## 【浴槽】

- (1) 不浸透性素材で洗浄に適し、排水に便利な構造
- 

## 【洗い場】

- (1) 床は不浸透性素材で洗浄に適し、排水に便利な構造
  - (2) 汚水を十分排除できる構造（床に傾斜をつける）
- 

## 【サウナ室・サウナ設備】

- (1) 換気を適切に行う設備を設置
  - (2) 汚水を公衆衛生上支障ないよう排出、処理できる構造
  - (3) 蒸気パイプ等は直接入浴者に接触しないようにする
  - (4) サウナ室、サウナ設備には温度調節装置、サウナ室には非常警報装置を設置
  - (5) 利用基準温度を表示し、温度計（必要に応じて湿度計）を設置
- 

## 【脱衣室・トイレ】

- (1) 脱衣室には換気設備と防寒装置（冬期間のみ）を設置
  - (2) トイレは脱衣室に併設し、手洗いを設置
    - ▶浴槽やサウナを着衣で利用する場合は利用しやすい場所であればよい
- 

## ◎ 個室を設ける場合に追加して必要な基準 ◎

- (1) 個室には、洗い場及びシャワー又は浴槽を設置
- (2) 外部から見通しができないようにする
  - ▶デッキを設置し、入浴客が着衣でデッキ（個室外）に出る場合、デッキについては適用しない
- (3) トイレ、手洗いを設置

# 【イベントサウナの構造設備基準】

---

## 【施設全体】

- (1) 出入口、脱衣室、洗い場、浴槽、トイレ、サウナ室は男子用と女子用に区別する  
▶条件によっては不要（着衣、男（女）専用、貸切、施錠による占有など）
  - (2) 脱衣室、洗い場、浴槽は見通しができないようにする（外部から、男女相互間）  
▶着衣で利用する場所には適用しない
  - (3) 飲用水を供給する設備（浴室又は脱衣室）▶ペットボトルの配布でよい
  - (4) 入浴者が利用する場所は床面の照度を確保
  - (5) 7歳以上の男女は混浴させない▶着衣で利用する場合には適用しない
- 

## 【浴室】

- (1) 洗い場、シャワー又は浴槽を設置  
▶浴槽（水風呂）の設置は任意、シャワーはお湯が出ること（冬季のみ）
  - (2) 天井は適当な勾配を設けるなど水滴が落下しない構造
  - (3) 壁は不浸透性素材で洗浄しやすい構造  
▶シャワーテントの場合は不浸透性素材でなくてもよい
  - (4) 換気を適切に行う設備を設置
  - (5) 汚水を公衆衛生上支障ないよう排出、処理できる構造
- 

## 【浴槽】

- (1) 不浸透性素材で洗浄に適し、排水に便利な構造  
▶水風呂の排水は地面が汚染されない構造（ポンプで排水溝に流す等）
- 

## 【洗い場】

- (1) 床は不浸透性素材で洗浄に適し、排水に便利な構造  
▶シャワーテントの場合は不浸透性素材でなくてもよい
  - (2) 汚水を十分排除できる構造（床に傾斜をつける）  
▶シャワーテントは洗浄に適するものを使用し、内外が排水で汚染されない構造
- 

## 【サウナ室・サウナ設備】

- (1) 換気を適切に行う設備を設置
  - (2) 汚水を公衆衛生上支障ないよう排出、処理できる構造  
▶期間中、水洗いする場合は排水口等が必要（テントの場合は排水設備のあるところに移動させて洗浄）
  - (3) 蒸気パイプ等は直接入浴者に接触しないようにする
  - (4) サウナ室、サウナ設備には温度調節装置、サウナ室には非常警報装置を設置  
▶非常警報装置はボタンを押して本体から音が鳴るものでもよい
  - (5) 利用基準温度を表示し、温度計（必要に応じて湿度計）を設置
- 

## 【脱衣室・トイレ】

- (1) 脱衣室には換気設備と防寒装置（冬期間のみ）を設置
  - (2) トイレは脱衣室に併設し、手洗いを設置  
▶浴槽やサウナを着衣で利用する場合は利用しやすい場所であればよい
-